令和２年１２月１７日<第６版>

総務省行政相談センター
きくみみ鹿児島

令和2年7月豪雨 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和2年7月豪雨によって被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
鹿児島行政監視行政相談センターでは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供するとともに、国民の皆様からのお問合せなどを受け付けております。
お困りになっていることがありましたら、お気軽にご利用ください。

相談の受付について

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご相談の際には、できるだけ電話・インターネット・手紙・FAXを利用くださいますようお願いいたします。対面による相談をご希望の場合は、マスクの着用や相談時間の制限（原則30分以内）など、感染防止対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

受付時間：平日8:30～17:15

◆ **行政相談専用ダイヤル：０９９－２２３－１１００**
（上記時間帯以外は留守番電話になります。）

◆ **インターネット**（右のＱＲコードからアクセスできます。）
URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

◆ **ＦＡＸ：０９９－２２４－３２４８**

きくみみ鹿児島

総務省行政相談センター

総務省　鹿児島行政監視行政相談センター

〒８９２－０８１２
鹿児島市浜町２番５－１号　鹿児島港湾合同庁舎５階
電　話：０９９－２２４－３２４７
ＦＡＸ：０９９－２２４－３２４８

＜ 目　次 ＞

住まいや身の回りのこと

1　り災証明書の発行（P. 1）
2　被災者のための住宅の修理・提供（P. 4）

お金のこと（生活資金、住宅等）

3　被災者生活再建支援金の支給（P. 6）
4　災害弔慰金、災害障害見舞金（P. 7）
5　災害援護資金の貸付（P. 7）
6　生活福祉資金の貸付（緊急小口資金等）（P. 7）
7　住宅の建設、補修等の融資（P. 8）
8　住宅ローン等の返済（P. 8）

労働・雇用に関する

9　雇用保険失業給付の特例措置（P. 9）
10　労働保険料の納付猶予等（P. 10）

役所の手続・公共料金

11　国税の特別措置（P. 11）
12　県税の特別措置（P. 12）
13　市町村税の特別措置（P. 12）
14　公共料金の減免措置（P. 13）
15　年金に関すること（P. 13）
16　登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合（P. 14）

民間の手続きのこと

17　損害保険（P. 15）
18　生命保険に関すること（P. 15）
19　預貯金通帳、印鑑を紛失した場合（P. 16）

教育のこと

20　奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付（P. 17）

事業経営に関すること

21　中小企業・小規模事業者の特別相談窓口（P. 18）
22　農林漁業者への資金融資・相談窓口（P. 19）

その他の情報・相談、お役立ち情報ウェブサイト

23　消費生活に関する相談窓口（P. 20）
24　法律問題に関する相談窓口（P. 20）
25　首相官邸（P. 21）
26　政府広報オンライン（P. 21）
27　厚生労働省（P. 21）
28　鹿児島県（P. 21）

外国人向けの情報・相談窓口
For Foreign Residents

29　生活についての情報・相談（P. 22）
30　旅行中の外国人の困りごと相談（P. 23）
31　電話医療相談（P. 23）

安全に関すること

32　太陽光発電システムの水害時の感電の危険性（P. 24）

（注）本冊子は、各機関のホームページ等の情報を基に、鹿児島行政監視行政相談センターが作成したものです。情報は、随時、追加、変更してまいります。

災害救助法の適用

鹿児島県内では、次の11市町が災害救助法の適用を受けています（7月4日適用）。

○	阿久根市	☎：０９９６－７３－１２１１（代表）
○	出水市	☎：０９９６－６３－２１１１（代表）
○	伊佐市	☎：０９９５－２３－１３１１（代表）
○	長島町	☎：０９９６－８６－１１１１（代表）
○	鹿屋市	☎：０９９４－４３－２１１１（代表）
○	曽於市	☎：０９８６－７６－１１１１（代表）
○	志布志市	☎：０９９－４７４－１１１１（代表）
○	垂水市	☎：０９９４－３２－１１１１（代表）
○	薩摩川内市	☎：０９９６－２３－５１１１（代表）
○	いちき串木野市	☎：０９９６－３２－３１１１（代表）
○	大崎町	☎：０９９－４７６－１１１１（代表）

特定非常災害の指定

令和２年７月豪雨による災害が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和２年12月28日(月)まで延長されます。

延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、各府省の告示で別途指定されています。

詳しくは、内閣府防災担当 防災情報のページをご覧ください。

＜内閣府 防災情報のページ＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hourei/tokubetsu_houritsu.html

② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（令和２年10月30日(金)までに履行すれば処分や刑罰を受けません。）。

上記のほか、③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保、④ 相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤ 民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）。

＜総務省 特設ページ＞

http://www.soumu.go.jp/r01_taifudai19gokanrenjoho/hisai.html

住まいや身の回りのこと

1　り災証明書の発行

◆　「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金･融資の申請などに必要となる場合があります。

◆　り災証明書の発行は、各市町村が行います。

・　「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
・　持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
・　なお、住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。

◆　市町村では、交付申請書に被害状況の写真の添付を求めています。 また、各市町村が被害状況調査を行います。この調査の前に、浸水の片づけ、建物の撤去や修繕工事を実施する場合は特に、後日の被害認定ができるように、被害状況の写真をできるだけ多く撮影し、保管しておいてください。また、工事に係る業者との契約書や見積書、領収書なども保管しておいてください。写真の撮り方は、次ページをご参照ください。

◆　り災証明書の申請・お問合せ先

○　阿久根市　総務課危機管理係　　　　０９９６－７３－１２１０

http://www.city.akune.kagoshima.jp/kurashitetsuzuki/bohanbosai/risaishomei.html

○　出水市　くらし安心課　　　　　　　０９９６－６３－４１５１

https://www.city.kagoshima-izumi.lg.jp/downloads/index/39

○　鹿屋市　市民生活部安全安心課　　　０９９４－３１－１１２４

https://www.city.kanoya.lg.jp/anzen/bosai/bosai/jouhou/hinanjyo.html

○　志布志市　総務課　　　　　　　０９９－４７４－１１１１
（内線 214、215、216）
松山支所総務市民課　　０９９－４８７－２１１１
（内線 213、214）
志布志支所地域振興課　０９９－４７２－１１１１
（内線 351、353）

http://www.city.shibushi.lg.jp/docs/2020071700041/

○　垂水市　企画政策課政策推進係　　０９９４－３２－１１１１

https://www.city.tarumizu.lg.jp/seisaku/kurashi/bosai/bosai/shien/risai.html

○　薩摩川内市　障害・社会福祉課　　０９９６－２３－５１１１（内線2171）

https://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1440634685957/index.html

○　大崎町　総務課消防防災係　　　０９９－４７６－１１１１

https://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/so_syouboukotsu/risaisyoumei.html

◆　写真の撮り方（鹿屋市ホームページから抜粋）

住まいが被害を受けたとき最初にすること

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。
ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
  ※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
  ①被災した部屋ごとの全景写真
  ②被害箇所の「寄り」の写真
  を撮影しましょう。
  ＜想定される撮影箇所＞
  内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス　など

＜イメージ図＞

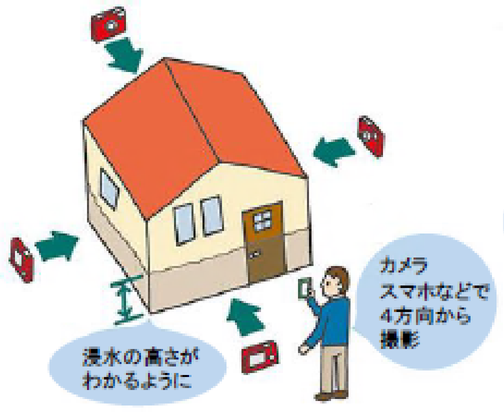

★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

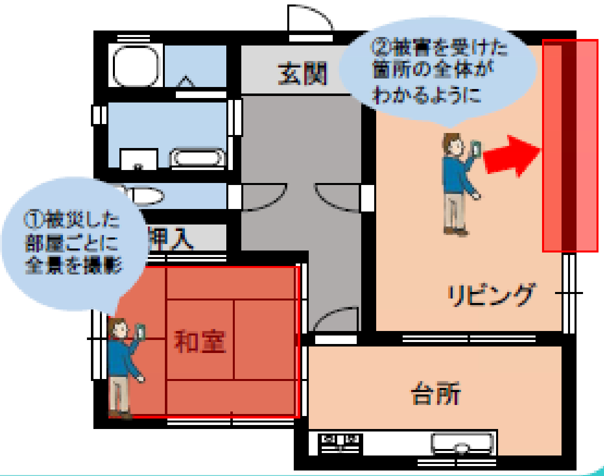

内閣府・鹿児島県・鹿屋市

２　被災者のための住宅の修理･提供

◆　災害救助法の適用市町村（目次裏参照）において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分（被災した住宅の居室、台所、トイレ等）を、市町村が業者に依頼して応急的に修理する制度です。応急仮設住宅として提供する賃貸住宅も対象となる場合があります。

○　修理限度額　①　大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯：59万5千円以内
②　一部損壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：30万円以内

○　以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。
- 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと
  ※ 全壊の住家：応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象
- 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む)を利用しないこと
- 自ら修理する資力がないこと（半壊の方）

○　問合せ先：災害救助法が適用された市町村（目次裏参照）

◆　被災者に対する県営住宅の提供
　鹿児島県では、住宅に居住できなくなった方に対し、県営住宅の空家を一時的な居住の場として一定期間（原則として3か月とし、最長1年まで延長可）提供しています。次のいずれかに該当する方が対象です。

【入居資格1】　住宅等に被害が生じて自宅に居住できない方
【入居資格2】　地元自治体からの避難勧告等を受けて避難している方

○　問合せ先：入居を希望される県営住宅を管轄する担当事務所
http://www.pref.kagoshima.jp/ah14/kurashi-kankyo/sumai/kariru/kenei/toiawase.html

◆　被災者に対する市営住宅の提供

＜鹿屋市＞

鹿屋市では、住宅に居住できなくなった方に対し、市営住宅の空き部屋を一時的な居住の場として一定期間（原則6か月以内）提供しています。

○　問合せ先：鹿屋市役所建築住宅課建築係　０９９４－３１－１１２９

https://www.city.kanoya.lg.jp/jyukanri/kurashi/ooame.html

＜出水市＞

出水市では、住宅に居住できなくなった方に対し、市営住宅の空家を一時的な居住の場として一定期間（原則3か月とし、最長1年まで延長可）提供してます。

○　問合せ先：出水市役所住宅課　０９９６－６３－４１２７

https://www.city.kagoshima-izumi.lg.jp/page/page_04388.html

お金のこと(生活資金、住宅等)

3　被災者生活再建支援金の支給

◆　今回の災害で、住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなどの場合において、生活再建のための支援金が支給されます。生活再建支援法の適用を受けた地域が対象となっています（<u>鹿屋市及び垂水市が適用対象区域</u>）。

また、対象となる世帯は、以下のとおりです。

① 全壊世帯・・・・・・・住宅が「全壊」した世帯
② 解体世帯・・・・・・・住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、
　　　　　　　　　　　　その住宅をやむを得ず解体した世帯
③ 長期避難世帯・・・・・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住
　　　　　　　　　　　　不能な状態が長期間継続している世帯
④ 大規模半壊世帯・・・・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ
　　　　　　　　　　　　居住することが困難な世帯

支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」があります。

申請期間は、「基礎支援金」が災害発生日から13月以内、「加算支援金」が災害発生日から37月以内となっています。

【基礎支援金】
◇ ①全壊世帯、②解体世帯、③長期避難世帯は100万円（1人世帯は75万円）
◇ ④大規模半壊世帯は50万円（1人世帯は37万5千円）

【加算支援金】
◇ 建設・購入は200万円（1人世帯は150万円）
◇ 補修は100万円（1人世帯は75万円）
◇ 賃借（公営住宅を除く）は50万円（1人世帯は37万5千円）

詳しくは、市町村の窓口（鹿屋市又は垂水市）にお問い合わせください。

4　災害弔慰金、災害障害見舞金

◆　災害救助法適用市町村（目次裏参照）において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。

詳しくは、災害救助法の適用を受けた市町村（目次裏参照）の窓口にお問い合わせください。

5　災害援護資金の貸付

◆　災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。

◆　償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。

詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

6　生活福祉資金の貸付(緊急小口資金等)

◆　生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることために必要な経費を貸し付けるものです。

◆　生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付があります。

それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。

- 緊急小口資金：10万円以内
- 福祉費（災害援護費）：150万円（目安）

◆　なお、大規模災害時には、貸付対象 世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置が実施されることがあります。

詳しくは、お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

リンク先：http://www.kaken-shakyo.jp/chiiki/chiikishakyo.html

７　住宅の建設、補修等の融資

◆　災害復興住宅融資

災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金又は購入資金に対する融資です。詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

・災害専用ダイヤル：０１２０－０８６－３５３

（祝日・年末年始を除き土日も利用可）

・ウェブサイト：https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html

◆　各金融機関の被災者向けの特別融資については、各金融機関にお問い合わせください。

８　住宅ローン等の返済

◆　住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害債務整理ガイドライン）があります。

詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせください。借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

・　全国銀行協会相談室

０５７０－０１７－１０９　又は　０３－５２５２－３７７２

（受付：月～金（祝日及び銀行の休業日を除く）の9時～17時）

・　自然災害債務整理ガイドライン（全国銀行協会）

https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/

※　自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。

労働・雇用に関すること

9　雇用保険失業給付の特例措置

◆　災害救助法の適用を受けた市町村（目次裏参照）において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。

◆　災害により事業所が休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても失業手当を受給できます（一定の要件があります）。

◆　ハローワークに来所できない場合は「失業の認定日の変更」ができます。また、他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

◆　詳細は、鹿児島労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。
　また、雇用保険やお仕事の相談については、鹿児島労働局又は最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

問合せ先	電話番号
鹿児島労働局（職業安定課）	０９９－２１９－８７１１
鹿屋公共職業安定所	０９９４－４２－４１３５
大口出張所	０９９５－２２－８６０９
大隅公共職業安定所	０９９－４８２－１２６５
志布志市ふるさとハローワーク	０９９－４７１－１７１０
出水公共職業安定所	０９９６－６２－０６８５

10　労働保険料の納付猶予等

◆　被災した場合の労働保険料等の納付猶予

- 令和２年７月豪雨により、財産に相当の損失を受けた場合について、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。
　猶予を受けることができる期間は、１年の範囲内で、被害のあった財産の損失の状況及び財産の種類を勘案して決定されます。

- 申請方法

①　管轄の都道府県労働局に「労働保険料等納付猶予申請書」などを提出する必要があります。
②　災害がやんだ日（※）から２か月以内に申請する必要があります。

※　申請者の被災状況を斟酌し判断することとなり、申請者ごとに異なる場合がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

- 詳細　https://www.mhlw.go.jp/content/000646827.pdf

役所の手続・公共料金

11　国税の特別措置

◆　国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。

◆　災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

◆　詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号
鹿児島税務署	０９９－２５５－８１１１
川内税務署	０９９６－２２－２８３０
鹿屋税務署	０９９４－４２－３１２７
大島税務署	０９９７－５２－４３２１
出水税務署	０９９６－６２－０２００
指宿税務署	０９９３－２２－２５４８
種子島税務署	０９９７－２２－０４４０
知覧税務署	０９９３－８３－２４１１
伊集院税務署	０９９－２７３－２５４１
加治木税務署	０９９５－６２－２１６１
大隅税務署	０９９－４８２－０００７

・　国税庁ウェブサイト（災害関連情報）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm#a002

12　県税の特別措置

◆　災害を受けられた方に対する県税の軽減措置として、税金の軽減や免除（減免）、期限の延長、徴収を猶予するなどの措置が設けられています。
お近くの各地域振興局・支庁にお問い合わせください。

＜自動車税に関すること＞

問合せ先	電話番号
鹿児島地域振興局自動車税課	０９９（２６１）５６１１

＜その他の税金に関すること＞

問合せ先	電話番号
鹿児島地域振興局課税課（個人事業税）	０９９－８０５－７４７０
鹿児島地域振興局課税課（不動産取得税）	０９９－８０５－７２２４
鹿児島地域振興局課税課（産業廃棄物税）	０９９－８０５－７２３１
南薩地域振興局県税課	０９９３－５２－１３１５
北薩地域振興局県税課	０９９６－２５－５２０２
姶良・伊佐地域振興局県税課	０９９５－６３－８１２６
大隅地域振興局県税課	０９９４－５２－２０９３
熊毛支庁県税課	０９９７－２２－００６３
大島支庁県税課	０９９７－５７－７２２５

http://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/zei.html

13　市町村税の特別措置

◆　災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(保険料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

14　公共料金の減免措置

◆　電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
　また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

◆　上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

◆　ＮＨＫ受信料は、災害救助法の適用区域内（目次裏参照）で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、２か月間、受信料が免除になります。

お問合せ先：
　０５７０－０７７－０７７（9:00～20:00）
　０５０－３７８６－５００３（上記がご利用できない場合。有料）

15　年金に関すること

◆　年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所（次ページ参照）にお問い合わせください。

◆　国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
　また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。

◆　詳しくは、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（平日８時30分～17時15分）にお問い合わせください。

年金事務所	電話番号
鹿児島南年金事務所	０９９－２５１－３１１１
鹿児島北年金事務所	０９９－２２５－５３１１
川内年金事務所	０９９６－２２－５２７６
加治木年金事務所	０９９５－６２－３５１１
鹿屋年金事務所	０９９４－４２－５１２１
奄美大島年金事務所	０９９７－５２－４３４１

16　登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

◆　土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。

詳しくは、最寄りの地方法務局にお問い合わせください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/kagoshima/table/shikyokutou/all00.html

民間の手続きのこと

17　損害保険

◆　損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

・　ご契約の損害保険会社

・　そんぽＡＤＲセンター

　　ナビダイヤル：０５７０－０２２－８０８（受付時間 平日 9:15～17:00）

　　ＩＰ電話　　：０９２－２３５－１７６１（受付時間 平日 9:15～17:00）

◆　証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口で照会できます。

・　自然災害損保契約照会センター

　　フリーダイヤル：０１２０－５０１－３３１（受付時間 平日 9:15～17:00）

　　ＩＰ電話　　　：０３－６８３６－１００３（受付時間 平日 9:15～17:00）

◆　日本損害保険協会

・　被害を受けられた皆様へ

　　https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2020dizaster/july.html

　　https://www.sonpo.or.jp/index.html

　　（こちらからもご覧いただけます。）

18　生命保険に関すること

◆　各生命保険会社において、今回の災害で災害救助法が適用された地域（目次裏参照）の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。

　　https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200704.html

・　申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長６か月延長されます。

・　申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いが行

われます。

◆　家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

・　生命保険協会災害地域生保契約照会センター
　　フリーダイヤル：０１２０－００１－７３１
　　（平日 9:00～17:00）
・　かんぽコールセンター
　　フリーダイヤル：０１２０－５５２－９５０
　　（平日 9:00～21:00、土・日・休日 9:00～17:00）

19　預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

◆　金融庁では、各種民間金融機関に対する相談等に対し、「令和２年７月豪雨金融庁相談ダイヤル」を以下のとおり開設しています。

・　令和２年７月豪雨金融庁相談ダイヤル
　　フリーダイヤル：０１２０－１５６８１１（平日10時～17時）
　　ＩＰ電話　　　：０３－５２５１－６８１３（平日10時～17時）
　　https://www.fsa.go.jp/news/r2/20200710/soudan.html

◆　金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

・　各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
・　ゆうちょコールセンター：０１２０－１０８－４２０
　　（平日 8:30～21:00、土・日・休日・年末年始 9:00～17:00）

※　携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。
※　IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
※　ゆうちょ銀行からのお知らせ

https://www.jp-bank.japanpost.jp/aboutus/press/2020/abt_prs_id001507.html

教育のこと

20　奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

◆　独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。

お問合せ先：

・　緊急採用奨学金専用相談窓口
　　０３－６７４３－６７１９
・　奨学金返還相談センター（奨学金返還に関する相談）
　　０５７０－６６６－３０１

◆　学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課にお問い合わせください。

・　独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課
　　０３－６７４３－６０１１

事業経営に関すること

21　中小企業・小規模事業者の特別相談窓口

◆　被害を受けた中小企業・小規模事業者の方々を対象とした災害復旧貸付の利用や融資及び返済については、次の窓口で相談を受け付けています。

【日本政策金融公庫】

日本政策金融公庫	鹿児島支店	国民生活事業	０９９－２２４－１２４１
日本政策金融公庫	鹿児島支店	中小企業事業	０９９－２２３－２２２１
日本政策金融公庫	鹿児島支店	農林水産事業	０９９－８０５－０５１１
日本政策金融公庫	鹿屋支店	国民生活事業	０９９４－４２－５１４１
日本政策金融公庫	川内支店	国民生活事業	０９９６－２０－２１９１

【九州経済産業局 産業部 中小企業課】
０９２－４８２－５４５１

【商工組合中央金庫 鹿児島支店】
０９９－２２３－４１０１

【鹿児島県信用保証協会】
保　証　部：０９９－２２３－０２７１
経営支援部：０９９－２２３－０２７４
https://www.kagoshima-cgc.or.jp/news/4713/

【鹿児島県中小企業団体中央会】
０９９－２２２－９２５８
https://www.satsuma.or.jp/

【鹿児島県商工会連合会】
０９９－２２６－３７７３
https://r.goope.jp/srp-46

【県内の各商工会議所】

鹿児島商工会議所	０９９－２２５－９５００
枕崎商工会議所	０９９３－７２－３３４１
南さつま商工会議所	０９９３－５３－２２４４
いちき串木野商工会議所	０９９６－３２－２０４９
川内商工会議所	０９９６－２２－２２６７
阿久根商工会議所	０９９６－７２－１１８５
出水商工会議所	０９９６－６２－１３３７
霧島商工会議所	０９９５－４５－０３１３
鹿屋商工会議所	０９９４－４２－３１３５
奄美大島商工会議所	０９９７－５２－６１１１
指宿商工会議所	０９９３－２２－２４７３

【鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課（金融係）】

０９９－２８６－２９４６

http://www.pref.kagoshima.jp/af02/sangyo-rodo/syoko/yushi/saishin/r20703~ooame.html

22　農林漁業者への資金融資・相談窓口

◆　日本政策金融公庫鹿児島支店に、被災された農林漁業者を対象とした特別相談窓口が設置されています。

【日本政策金融公庫鹿児島支店】

０９９－８０５－０５１１

・　適用できる融資制度は、農林漁業施設資金（災害復旧施設）、農林漁業セーフティーネット資金（災害）です。

その他の情報・相談、
お役立ち情報ウェブサイト

23　消費生活に関する相談窓口

◆　国民生活センターでは、被災地域および被災者の方を対象として、「給付金・豪雨関連消費者ホットライン」を開設しています。住宅修理等に関する詐欺被害や架空請求など、大雨被害に関する相談を受け付けています。

・　給付金・豪雨関連消費者ホットライン
　　０１２０－２１３－１８８　※フリーダイヤル（通話料無料）
　　受付時間：10:00～16:00（土曜日曜祝日含む）

24　法律問題に関する相談窓口

◆　日本司法支援センター（法テラス）では、被災された皆さまが抱えている問題（住まい・不動産、金銭の借入れ、損害賠償など）について、解決に役立つ法制度や相談窓口などの情報提供を行っております。

・　被災者専用フリーダイヤル
　　０１２０－０７８３０９
　　受付時間：平　日：9:00～21:00
　　　　　　　土曜日：9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

※「被災者専用フリーダイヤル」は被災者の方専用のダイヤルです。
被災者でない方は、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）をご利用ください。

25　首相官邸

◆　令和２年７月豪雨における被害情報等被災者の皆様に対する情報提供

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ooame202007/index.html

26　政府広報オンライン

◆　『防災・減災』お役立ち情報

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/cu_bosai/index.html

27　厚生労働省

◆　令和２年７月豪雨に関する情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00156.html

◆　避難所生活で健康に過ごすための情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00020.html

28　鹿児島県

◆　県の防災・くらしなどの情報

http://www.pref.kagoshima.jp/aj01/bosai/saigai/r02/r0207ooame.html

外国人向けの情報・相談窓口

For Foreign Residents

29　生活についての情報・相談

◆　外国人生活支援ポータルサイト

A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals (Immigration Services Agency)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00055.html

◆　外国人総合相談窓口

０７０－７６６２－４５４１

（火曜日～日曜日、9:00～17:00、12/29～1/3を除く。）

〈対応言語〉

○　日本語、英語、ベトナム語は、相談窓口で対応

○　その他の言語

（中国語、タガログ語、韓国語、インドネシア語、ネパール語、クメール語、タイ語、ミャンマー語、ポルトガル語、スペイン語、マレー語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語、モンゴル語）は、多言語コールセンターなどを活用

30　旅行中の外国人の困りごと相談

◆　Japan Visitor Hotline（日本政府観光局（ＪＮＴＯ））
　　０５０－３８１６－２７８７（24時間、365日対応）

〈対応言語〉英語、中国語、韓国語、日本語

〈対応範囲〉病気、事故等の緊急時案内、災害時案内、一般観光案内

31　電話医療相談

◆　Telephone consultation for medical matters

ＡＭＤＡ国際医療情報センター
　ＴＥＬ　０３－６２３３－９２６６

月曜日～金曜日　10：00～15：00（やさしい日本語で対応）

外国人または外国人患者を受け入れている医療機関、外国人を雇用している会社、地方行政窓口などから医療関連の相談を受けています。言葉の通じる医療機関の紹介や医療福祉制度の案内を行っています。

安全に関すること

32　太陽光発電システムの水害時の感電の危険性

◆　**水没・浸水した太陽光発電システムに近づくと感電の恐れがあります。**

・　豪雨の影響により、太陽光発電システムが水没・浸水し破損している場合があります。太陽光発電システムはこのような場合でも、光が当たれば300Ｖ以上の発電をしており、接近・接触すると感電する恐れがあります。

・　被害にあった太陽光発電システムにむやみに近づかずに、システムの事業者や管理者へ連絡してください。

・　復旧作業等でやむを得ず取り扱う場合には、感電対策（ゴム手袋、ゴム長靴の使用等）によって感電リスクを低減してください。

http://www.jpea.gr.jp/topics/190703.html

一般社団法人　太陽光発電協会
〒105-0004　東京都港区新橋　2-12-17　新橋　I-Nビル8F
電話：０３－６２６８－８５４４

＜参考＞

◆　総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

①　災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、

②　パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html

総務省行政相談センター

きくみみ鹿児島